

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第55号）（産業観光局農林振興室農業振興整備課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市宇津峡公園の入園料及び利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、次のとおり入園料及び利用料金の上限額を改正するほか、必要な規定整備を行うこととしました。

1 入園料の上限額の改定

区 分	利 用 料 金	
	改 正 前	改 正 後
一般	円 300	円 <u>310</u>

2 利用料金の上限額の改定

区 分	単 位	利 用 料 金	
		改 正 前	改 正 後
コテージ	1棟につき1日	15,420円。ただし、5人を超える人数で利用する場合は、超える人数1人につき2,050円を加えた額	<u>15,710</u> 円。ただし、5人を超える人数で利用する場合は、超える人数1人につき <u>2,090</u> 円を加えた額
オートキャンプ場	1区画につき1日	5,140円。ただし、テントを持参して利用する場合は、持参するテント1張りにつき820円を加えた額	<u>5,230</u> 円。ただし、テントを持参して利用する場合は、持参するテント1張りにつき <u>830</u> 円を加えた額
デイキャンプ場（テントを持参して利用する場合に限る。）	持参するテント1張りにつき1日	円 820	円 <u>830</u>

	魚のつかみ取り	1匹	510	<u>520</u>
駐 車 場	バス	1日	1,020	<u>1,040</u>
	自動二輪車 及び原動機 付き自転車		250	<u>260</u>
	その他の自 動車		510	<u>520</u>

- 3 2の時間を超えてコテージ又はオートキャンプ場を利用する場合の利用料金の上限額の改定

区 分	単 位	利 用 料 金	
		改 正 前	改 正 後
コテージ	1時間	円	円
オートキャンプ場		1,020	<u>1,040</u>

- 4 利用の許可を受けた際に支払わなければならない利用料金の上限額の改定

区 分	利 用 料 金	
	改 正 前	改 正 後
コテージ	円 5,140	円 <u>5,230</u>
オートキャンプ場	3,080	<u>3,140</u>

- 5 その他、別表第1の休園日の規定について必要な規定整備を行うこととしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。ただし、上記5に係る改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第55号

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例

京都市宇津峡公園条例の一部を次のように改正する。

第8条第4項第1号中「5,140円」を「5,230円」に改め、同項第2号中「3,080円」を「3,140円」に改める。

別表第1備考以外の部分中「(以下「休日」という。)」を削る。

別表第2一般の項中「300」を「310」に改める。

別表第3コテージの項中「15,420円」を「15,710円」に、「2,050円」を「2,090円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「5,140円」を「5,230円」に、「820円」を「830円」に改め、同表デイキャンプ場(テントを持参して利用する場合に限る。)の項中「820」を「830」に改め、同表魚のつかみ取りの項中「510」を「520」に改め、同表駐車場の項中「1,020」を「1,040」に、「250」を「260」に、「510」を「520」に改め、同表備考3中「1,020円」を「1,040円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市宇津峡公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市宇津峡公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例第8条第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

以後に改正後の条例第6条の規定による許可を受けたものが当該許可の際に支払うこととされている利用に係る料金について適用し、施行日前にこの条例による改正前の京都市宇津峡公園条例第6条の規定による許可を受けたものが当該許可の際に支払うこととされている利用に係る料金については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)